

総行行第74号
国土入企第3号
平成25年5月16日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

国の平成25年度予算が本年5月15日に成立し、今後、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっています。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）では、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされているところです。

これらを踏まえ、今般、国土交通省においては、平成25年5月14日付けで低入札価格調査基準価格の算定式のうち一般管理費等に係る部分の見直しを行い、5月16日より適用を開始しました。（別添－1参照）

また、5月16日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省と同様の見直しが行われたところです。（別添－2参照）

つきましては、各都道府県・指定都市におかれても、これらの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直していただくようお願いします。その際、契約価格の適正化等のための本年3月8日付け通知（「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（総行行第43号・国土入企第34号））において要請した事項についても、その実施に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。